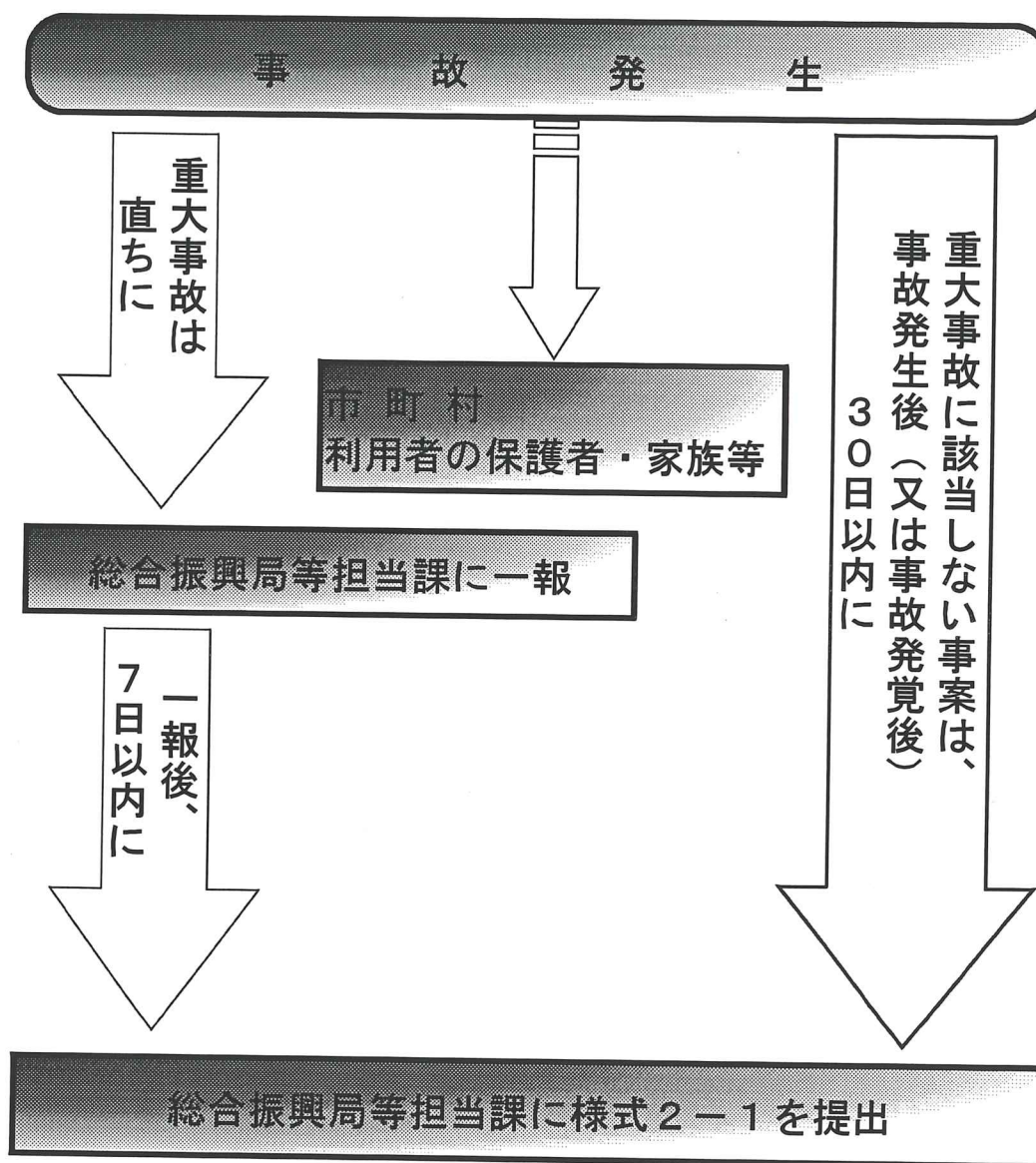


事 故 報 告 フ ロ ー 図



- ※1 道立施設は直接、本庁所管課（局）に報告すること。
- ※2 本庁が所管している施設・事業所については、本庁担当課・局へ直接報告すること。
- ※3 施設・事業所は、各法令・通知等に基づき別途、道、市町村及び利用者の保護者・家族へ報告を要するものがあること。